



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 8 0 号 令和 7 年 1 0 月 1 7 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 2 7	歳入の指定納付受託者を指定した件	出納局会計課

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
5	全長 2 0 センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	
6	押網を船舶に積載することを禁止する件	

【内水面漁場管理委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
3	全長 2 0 センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	
4	押網を船舶に積載することを禁止する件	

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和 7 年 6 月 2 7 日付け徳島県報第 8 4 2 号徳島県公安委員会規則第 9 号中訂正	公安委員会

徳島県告示第五百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者を徳島県キャッシュレス決済端末導入業務に係る収納金の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
株式会社寺岡精工	東京都大田区久が原五―一三―二二	令和七年八月二十六日
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目二番地	同
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋四丁目五―一五	同

徳島海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和七年十月十七日

徳島海区漁業調整委員会 会長 今 治 清 孝

一 禁止する区域

徳島海区（公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面）

二 禁止する期間

令和七年十一月一日から令和八年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

1 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

2 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島海区漁業調整委員会へ届出を行った場合

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年十月十七日から令和八年三月三十一日までとする。

徳島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第三十一条第四号に規定する漁具（以下「当該漁具」という。））を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和七年十月十七日

徳島海区漁業調整委員会 会長 今 治 清 孝

令和七年十二月十五日から令和八年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島海区漁業調整委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

令和7年10月17日付け徳島海区漁業調整委員会指示第6号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

1 押網漁具を船舶に積載する理由(具体的に記載のこと。)

2 積載予定期間

3 航行予定区域

4 届出の対象船舶等

(1)船名

(2)漁船登録番号、船舶検査済票の番号又は船舶番号

(3)総トン数又は船舶の長さ

(4)船舶所有者の住所、氏名

(5)運航責任者の住所、氏名

(6)押網漁具の所有者の住所、氏名

徳島県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和七年十月十七日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 歌 泰 一

一 禁止する区域

徳島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面）

二 禁止する期間

令和七年十一月一日から令和八年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

1 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

2 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会へ届け出た場合

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年十月十七日から令和八年三月三十一日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第三十一条第四号に規定する漁具（以下「当該漁具」という。））を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和七年十月十七日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 歌 泰 一

令和七年十二月十五日から令和八年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所

氏名

令和 7 年 1 0 月 1 7 日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第 4 号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

1 押網漁具を船舶に積載する理由（具体的に記載のこと。）

2 積載予定期間

3 航行予定区域

4 届出の対象船舶等

(1)船名

(2)漁船登録番号、船舶検査済票の番号又は船舶番号

(3)総トン数又は船舶の長さ

(4)船舶所有者の住所、氏名

(5)運航責任者の住所、氏名

(6)押網漁具の所有者の住所、氏名

正 誤

令和七年六月二十七日付け徳島県報第八百四十二号徳島県公安委員会規則第九号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
十一	一	(施行期日)	(施行期日)